

性犯罪・性暴力被害者支援交付金

《内閣府男女共同参画局》

平成30年度予算額 187百万円
(平成29年度予算額 163百万円)

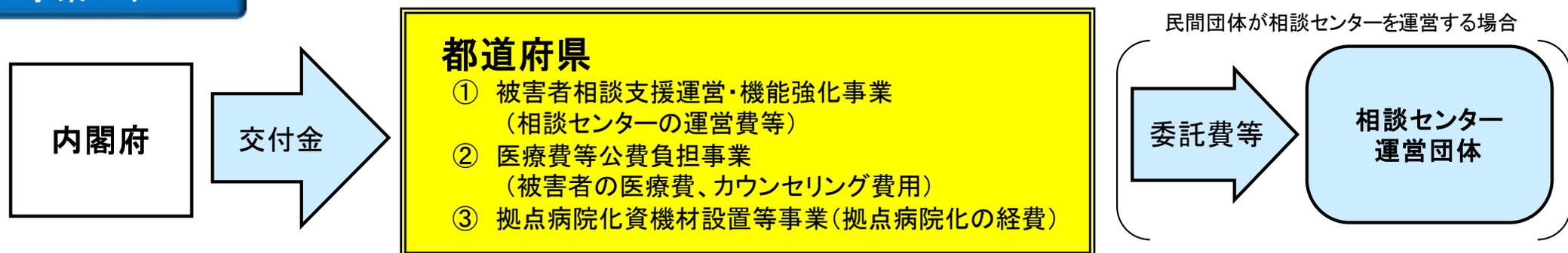
目的

- 政府では、行政が関与する「性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター」(以下「支援センター」という。)の設置を促進しており、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、平成32年までに各都道府県に最低1か所の成果目標を設定している。(H30. 4. 1現在 44都道府県)
- 本交付金は、支援センターの早期設置及び運営の安定化を図るため、都道府県による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図ることを目的とする。

概要

- ◆ 交付先 : 都道府県
- ◆ 対象経費 : 都道府県が負担した ①相談センターの運営費等※、②被害者の医療費等、③拠点病院化の経費
 ※【新】関係機関との連携強化に要する経費、被害者の法的支援に要する経費を対象に追加
 【拡】広報啓発等に要する経費の拡充
- ◆ 交付率 : 対象経費の1/2(「被害者の医療費等」は1/3)
- ◆ その他 : 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

事業スキーム



施策名:「都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実」

犯罪被害者等に対するカウンセリング充実の必要性

「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）において、カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等が盛り込まれ、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図ることなどが掲げられた。



都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実

警察庁では、平成28年度から新規に予算措置（都道府県警察費補助金）し、都道府県警察に対し、犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等からカウンセリングを受けた場合にも公費負担ができるよう指導。

平成30年度においても、引き続き同額の予算を確保し、全国的に公費負担が実施されるよう都道府県警察を指導。
(平成31年度概算要求額：28,156千円)

施策名：「性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用」

被害が潜在化しやすい犯罪被害者への支援の必要性

「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）において、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられた。

性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用

性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、

- 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル「#8103（ハートさん）」の運用
- 「#8103（ハートさん）」の広報推進による国民への更なる周知
- 性犯罪被害相談電話の更なる無料化を実施する。

（平成31年度概算要求額：12,544千円）

#8103 (ハートさん)
性犯罪被害相談電話

あなたの心（ハート）に寄り添う相談電話があります
あなたの声をしっかりと受け止めます

#8103

●この番号にダイヤルしていただくと、発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。

●土日、祝日及び執務時間外は、当直や音声案内等で対応しています。

ギョウとちゃん

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	I種(平成35年3月31日まで)

警視庁刑事部長
 警視庁生活安全部長 殿
 各道府県警察本部長
 (参考送付先)
 警察大学校刑事教養部長
 警察大学校生活安全教養部長
 各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁捜一発第80号、丁刑企発第55号
 丁生企発第367号、丁少発第212号
 平成29年6月26日
 警察庁刑事局捜査第一課長
 警察庁刑事局刑事企画課長
 警察庁生活安全局生活安全企画課長
 警察庁生活安全局少年課長

刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規定の適切な運用について
 (通達)

第193回国会において、刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号。以下「改正法」という。)が成立し、平成29年6月23日に公布され、同年7月13日から施行される。改正の趣旨等については、「刑法の一部を改正する法律の公布について(通達)」(平成29年6月23日付け警察庁丙刑企発第47号ほか)により示したとおりであるが、各都道府県警察においては、下記の点に留意して、関係規定の適切な運用を推進されたい。

なお、法務省から各検察庁に対して、改正概要等を示した通達(別添参照)が発出されたので、参考とされたい。

記

1 関係規定の適切な運用

(1) 適正かつ緻密な性犯罪捜査の推進

性犯罪捜査については、これまでも組織的かつ重点的に推進してきたところであるが、悪質重大な性犯罪に対して厳正な対処を求める国民の期待に応えるためには、これまで以上に、適正かつ緻密な性犯罪捜査の推進が求められる。特に、改正法により構成要件に変更のあった罪、新たに規定が設けられた罪等については、収集した証拠資料や関係者から得られた供述を吟味した上で、関係規定の適切な運用を図ること。

(2) 警察本部による指導の徹底

性犯罪捜査においては、従来から各都道府県警察本部に設置された性犯罪捜査指導官等により、被害の届出から事件終結まで継続的に指導を実施しているところであるが、強姦罪等の非親告罪化を含め、今回の改正に関する事項についても、警察本部による捜査指導をよりきめ細やかに実施すること。

2 指導教養の徹底

性犯罪の認知時においては、刑事、生活安全部門の捜査員を始め、様々な警察職員がその対応を求められることがあることから、改正法の規定内容等と

もに、被害者の心情に配慮した対応がなされるよう十分な指導教養を実施すること。

3 体制の整備

性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等を引き続き促進し、被害者の望む性別の警察官によって対応することができる体制の整備に努めるとともに、今回の改正規定が適切に運用されるよう、警察職員に対する指導教養を行う体制の整備に努めること。

4 性犯罪への組織的対処

改正法の内容を含めた関係規定の適切な運用を図るとともに、より適正かつ緻密な性犯罪捜査を推進するため、性犯罪については、被害相談の段階から警察本部で確実に把握するなどにより、組織的対処がなされるよう徹底すること。

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	I種(平成35年3月31日まで)

警視庁刑事部長
 警視庁総務部長
 警視庁生活安全部長
 各道府県警察本部長
 (参考送付先)

警察大学校刑事教養部長
 警察大学校警務教養部長
 警察大学校生活安全教養部長
 各管区警察局広域調整担当部長
 各管区警察局総務(監察)部長

警察庁丁捜一発第81号、丁給厚発第238号
 丁少発第227号、丁刑企発第58号
 平成29年7月5日
 警察庁刑事局捜査第一課長
 警察庁長官官房給与厚生課長
 警察庁生活安全局少年課長
 警察庁刑事局刑事企画課長

被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進について(通達)

第193回国会において、刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号。以下「改正法」という。)が成立し、本年7月13日から施行される。改正の趣旨及び要点については、「刑法の一部を改正する法律の公布について(通達)」(平成29年6月23日付け警察庁丙刑企発第47号ほか)により示したとおりであるが、各都道府県警察においては、下記の事項に留意の上、引き続き被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進されたい。

記

1 捜査過程における被害者への配慮

(1) 被害者のプライバシー等に対する配慮

性犯罪においては、被害者が推知されたり、被害状況等が明らかとなることで、被害者のプライバシー等が著しく侵害されるおそれがあることから、被害者のプライバシー等の保護に配慮することが極めて重要である。

各種捜査活動においては、性犯罪の被害者に関する情報の取扱いに細心の注意を払うとともに、実況見分等の捜査活動や医療機関への付添い等の警察施設外における活動の際は、可能な限り被害者が人目に付かないように配慮すること。

また、警察施設内であっても、被害者からの事情聴取等に際しては、被害者のプライバシー等が十分守られ、被害者が安心できる環境において行うこと。

(2) 被害の届出等の適切な対応

性犯罪被害に係る届出や相談があった場合には、被害者の立場に立ち、被害者の体調等について配慮しながら、医療機関への早期受診の要否等を判断するとともに、証拠の保全等の必要な事項についても丁寧に説明すること。

また、性犯罪被害に係る届出や相談をしやすい環境の整備に努めること。

(3) 被害者の希望を踏まえた対応

性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも軽減するためには、被害者の望む性別の警察職員によって対応することが必要であることから、性犯罪被害の届出等の際には、対応する警察職員の性別に関する希望を確認するなどして、適切に対応すること。

また、事情聴取等の際は、可能な限り被害者の都合等を考慮するなど、被害者の負担軽減に努めること。

(4) 重複聴取の防止

性犯罪の被害者が、自らの被害状況を再び想起することは、極めて大きな精神的負担を伴うものであることから、繰り返し重複した事情聴取が行われることのないよう、担当捜査員を指定するなどして必要最小限の回数で聴取するよう努めること。

(5) 非親告罪化への適切な対応

改正法により、強姦罪等を親告罪とする規定が削除され、強制性交等罪や強制わいせつ罪が非親告罪となっているが、これは、親告罪であるために、性犯罪の被害者が告訴するか否かの選択を迫られていると感じたり、告訴したことで被告人から逆恨みされるのではないかという不安を持つことがあるため、非親告罪化することで被害者の精神的負担を軽減しようとするものであることから、被害者の意思を確認するなどの際は、改正の趣旨を十分に理解した上で、適切に対応すること。

2 適切な被害者支援の実施

(1) 性犯罪被害者に対する適切な支援の実施

捜査部門と犯罪被害者支援部門は相互に連携し、被害者の状況に応じて、部内カウンセラーや警察が委嘱している部外カウンセラーによるカウンセリングを実施するなど、精神的被害のケアに特段の配慮をすること。

また、性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する公費負担制度、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度等の被害者支援制度について、被害者に対して適切に教示すること。

さらに、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）と連携すること。

(2) 被害少年に対する適切な支援の実施

人格形成の途上にある少年が、性犯罪被害を受けた場合、その後の健全育成に与える影響が大きいことから、その精神的被害の回復を図るため、少年補導職員等の専門職員が、被害少年に対して適切な助言を行うなど必要な支援を実施するほか、必要に応じて、関係機関等への紹介、個々の被害少年の事情に応じた計画的なカウンセリングの実施、学校等と連携した環境調整等

の継続的な支援を適切に実施すること。

また、こうした支援業務は、担当職員のみでは効果的な実施が困難な場合も多いことから、あらかじめ被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱している臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を必要に応じて受けること。

3 指導教養の充実等

(1) 指導教養の充実

性犯罪捜査に関する専科教養、研修等の実施に当たっては、性犯罪に直面した被害者の心理等を踏まえた講義や、被害者の事情聴取場面を設定したロールプレイによる実戦的な指導を導入するなど、より一層内容の充実に努めること。

(2) 警察職員に対する指導教養の実施

性犯罪は、夜間帯における急訴事案として認知する場合もあり、性犯罪捜査を担当する捜査員のみならず、様々な警察職員が被害者からの事情聴取等に当たる可能性があることから、刑事部門の捜査員のみならず、性犯罪への対応が想定される警察職員に対しても、捜査過程における被害者への配慮等について、広く指導教養を行うこと。